

北九州市国土強靱化地域計画

(案)

令和元年 10月

北九州市

目次

1	計画の策定趣旨、位置づけ	1
1. 1	計画の策定趣旨	1
1. 2	計画の位置づけ	2
1. 3	策定体制	2
1. 4	計画の構成.....	3
2	本市の地域特性.....	4
2. 1	市域の概況.....	4
2. 2	災害の想定.....	5
3	北九州市強靱化の基本的考え方.....	8
3. 1	北九州市強靱化の基本目標	8
3. 2	北九州市強靱化を推進する際に配慮すべき事項	8
4	北九州市強靱化の現状と課題、施策の推進方針.....	10
4. 1	対象とする災害	10
4. 2	事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態	10
4. 3	29の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとの脆弱性評価と施策の推進方針.....	12
5	計画推進の方策.....	148
5. 1	計画の推進体制	148
5. 2	計画の推進期間と見直し.....	148
6	参考資料.....	166

1 計画の策定趣旨、位置づけ

1.1 計画の策定趣旨

東日本大震災以降、平成 28 年 4 月の熊本地震や、これまでとは別次元ともいえる大雨により本市でも多数の被害が発生した平成 30 年 7 月豪雨など、大規模な災害によって尊い人命が失われ、社会・経済活動に大きな被害を受けている。そして今後も、近年の気候変動に伴う台風の大型化や短時間豪雨の発生頻度の増大、さらには首都直下地震や南海トラフ地震の発生も懸念される。

これらを背景に国では、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的、計画的に実施するため、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、「基本法」という。）を公布・施行し、基本法に基づく「国土強靱化基本計画」（以下、「基本計画」という。）を策定した。また、近年の災害から得られた貴重な教訓や社会経済情勢の変化等を踏まえ、平成 30 年 12 月に基本計画の変更が閣議決定された。さらに福岡県では、平成 28 年 3 月に策定した「福岡県地域強靱化計画」を、基本計画の内容を踏まえ、令和元年 6 月に改定している。

これまで本市では、東日本大震災を教訓に「北九州市地域防災計画」を大きく見直し、新たに基本的な考え方として、

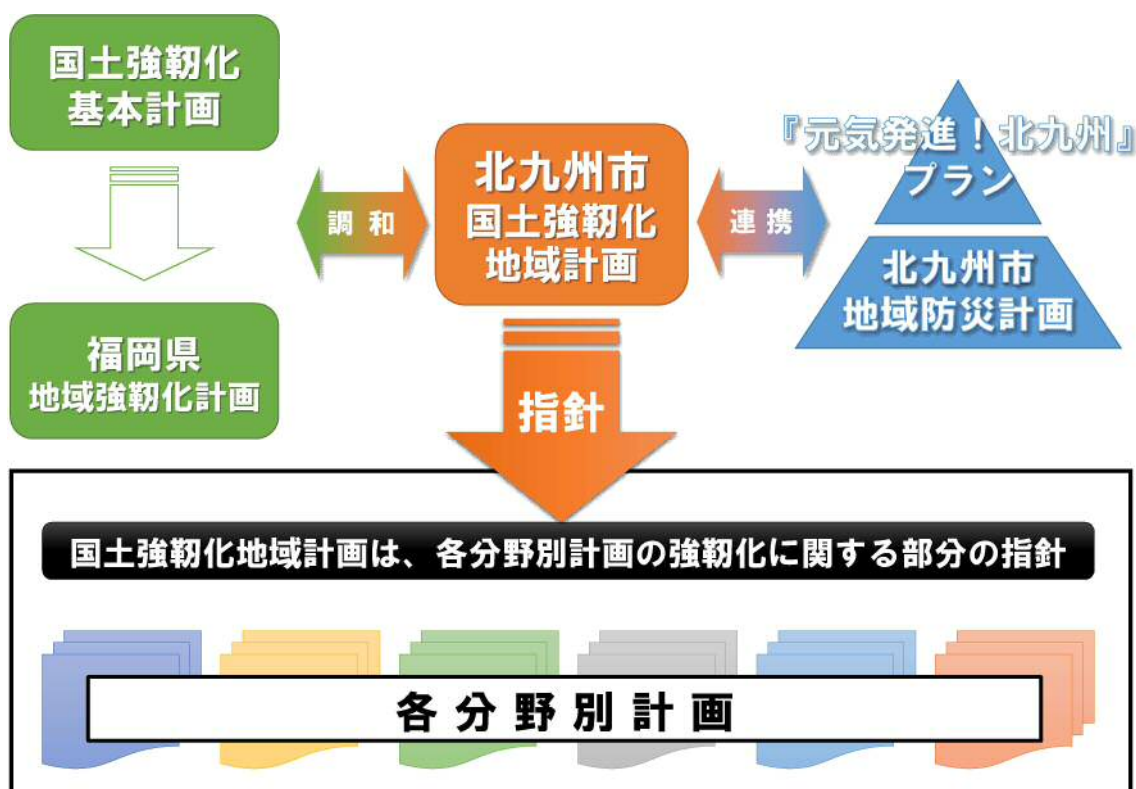
- ・想定を超える災害に対する「減災」対策の推進
- ・多様な主体が協働を図りながら防災対策に取り組む地域社会の構築
- ・住民一人ひとりの状況に配慮した防災対策の推進

を掲げ、ハード対策、ソフト対策の両面から防災力の強化に取り組んできた。

こうした状況を踏まえ、本市においても、「北九州市地域防災計画」や平成 29 年 12 月に策定した「北九州市国土強靱化地域計画」に則ったこれまでの取り組みを評価するとともに、国、県との調和・整合を図りながら、いかなる自然災害が発生しようとも、市民の生命・財産を守り、被害が致命的なものにならず迅速に回復する「強靱な北九州市」をつくりあげるため、本市の強靱化に関する指針として第 2 期北九州市国土強靱化地域計画（以下、「本計画」という。）を策定する。

1.2 計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条に基づく「国土強靱化地域計画」であり、国土強靱化に係る本市の他の計画等の指針となるものとして、本市の基本構想である『元気発進！北九州』プラン」、災害対策基本法に基づく「北九州市地域防災計画」などと連携を図りながら策定するものである。



<総合計画及び分野別計画との関係>

1.3 策定体制

平成30年12月、市長、副市長及び各局区室長で構成する「北九州市国土強靱化地域計画策定会議」を設置し、全庁的に策定作業を進めるとともに、関係課長によるワーキンググループを設置し、計画策定に係る検討、調整を行った。

また、国土強靱化に関連する施策分野等について識見を有する者等で構成する「北九州市国土強靱化有識者会議」や関係機関から意見を聴取し、計画に適切に反映させた。

1.4 計画の構成

1. 計画の策定趣旨、位置づけ

- ❖ 計画の策定趣旨、計画の位置づけなど

2. 本市の地域特性

- ❖ 市域の概況
- ❖ 災害の想定

3. 北九州市強靱化の基本的な考え方

- ❖ 北九州市強靱化を進める上での4つの「基本目標」
- ❖ 「基本目標」を踏まえて強靱化を推進する際に配慮すべき事項

4. 北九州市強靱化の現状と課題、施策の推進方針

- ❖ 計画の対象とする災害
- ❖ 対象となる災害に基づき、市民生活への影響度、重要度を考慮して設定した、8項目の「事前に備えるべき目標」と29項目の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」
- ❖ 29の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとの「脆弱性評価」（現行施策の状況と課題）と、脆弱性評価の結果を踏まえ、最悪の事態回避のために取り組むべき「施策の推進方針」
- ❖ 施策の現状と進捗状況を的確に評価するための数値目標

5. 計画推進の方策

- ❖ 計画を着実に推進するための体制
- ❖ PDCAサイクルによる進捗管理、計画内容の見直し時期

6. 参考資料

- ❖ 施策の推進方針の指標一覧
- ❖ 市域における過去の風水害や地震等の災害履歴
- ❖ 市域で想定される災害の概観図

2 本市の地域特性

2.1 市域の概況

【位置】

本市は九州の最北端に位置し、関門海峡をはさんで山口県下関市と向かい合っている。市域は北緯 33 度 43 分～34 度 01 分、東経 130 度 40 分～131 度 02 分の間で、東西 33.8 km、南北 33.4 km、広さは 491.95 km²である。

市の東部は周防灘、北部は関門海峡と響灘に面し、深く入りくんだ洞海湾をかかえている。西部は遠賀川周辺の農村地帯に、南部は筑豊、京築の田園地帯に連なっている。

【地形】

市域の大部分は、東南部の企救山塊と中央部から南へのびる福智山塊によって占められており、これらの山系は、900.8mの福智山を最高峰とする比較的低い山の連続であり、これを源とする河川は中小河川で、響灘と周防灘に流入している。また、福岡県を代表する大河川である遠賀川が本市西部の境界付近を流下している。

平地部分は小倉北区、小倉南区の紫川流域、小倉南区の日豊本線沿線、八幡西区の奥洞海湾周辺、臨海部及び遠賀川流域に展開している。

市街地は、北部の臨海工業地帯と背後の山群にはさまれて、東西に細長く発展してきたが、近年モータリゼーションとマイホーム指向により、小倉及び黒崎から南部に向けてπ型に膨張しているほか、区画整理等の進展に伴い、八幡西区本城から若松区西部にかけて形成されている。

【気象】

本市は、日本海型気候区に属し、冬季は北西の季節風の影響で曇りや雨の日が多いのが特徴である。春季から秋季にかけては南よりの風が多く、夏季は晴天の日も多いが湿度が高く蒸し暑い。年間を通じて最も多い風向は南南西である。

年平均気温は約 16℃と比較的温暖である。年平均降水量は約 1,800mm であり、その内の約 3 分の 1 は梅雨期間である 6 月から 7 月の 2 か月間に生じている。

関門海峡付近では、4 月から 6 月にかけて霧が発生することが多い。(気候区分は『福岡の気象百年』による。)

2.2 災害の想定

市域での発生が想定される自然災害は、風水害及び地震・津波であるが、想定はあくまで一つのシナリオであり、これを上回る災害が発生することもあり得るということを共通認識とし、併せてその他あらゆる災害にも対処し得るよう対策をとる必要がある。

【風水害】

本市で発生した昭和 28 年 6 月の豪雨の規模にその後の地勢、人口、住宅、施設等の変動を勘案した規模を想定するとともに、水防法第 14 条及び第 14 条の 2 に定める想定最大規模降雨並びに同法第 14 条の 3 に想定し得る最大規模の高潮による浸水の発生が想定される。

【地震】

地震の種類としては、活断層によるもの、プレート境界周辺で起こるもの、地下岩盤の活動による地震で地表に活断層という痕跡を残さない程度の大きさのもの（以下「地下岩盤の活動による地震」という。）によるものなどがある。

なお、地震に関する調査は、政府の地震調査研究推進本部等で進められており、新たな知見を注視する必要がある。

(1) 活断層による地震

北九州市に大きな被害を与える活断層は、小倉東断層及び福智山断層があり、福岡県が実施した「地震に関する防災アセスメント調査報告書（平成 24 年 3 月）」では、小倉東断層でM（マグニチュード）6.9、福智山断層でM7.0の地震が発生し、市内では震度 6 弱（一部 6 強）の揺れが想定されている。

(2) プレート境界周辺で発生する地震

プレート境界周辺で起こるものについては、太平洋沖の南海トラフによる巨大地震が想定されており、内閣府中央防災会議による「南海トラフ巨大地震モデル検討会第二次報告」（平成 24 年 8 月）では、M9.0の地震が発生し、市内では震度 5 弱（一部 5 強）の揺れが想定されている。

(3) 地下岩盤の活動による地震

地下岩盤の活動による地震については、日本ではどこでも起こる可能性があるもの

で、福岡県が実施した「地震に関する防災アセスメント調査報告書（平成 24 年 3 月）」では、M6.9 の地震が発生し、市内では震度 6 弱（一部 6 強）の揺れが想定されている。

【津波】

津波が発生する地震の種類としては、海底活断層によるもの、プレート境界周辺で起こるものなどがある。

（1）海底活断層による津波

北九州市に影響を与える海底活断層は、西山断層、対馬海峡東断層及び周防灘断層群主部がある。福岡県が設定した「福岡県津波浸水想定（平成 28 年）」では、市内において、西山断層を震源とするMw（モーメントマグニチュード）7.6 の地震発生に伴い最高津波水位 3.0 m[※]、対馬海峡東断層を震源とするMw 7.4 の地震発生に伴い最高津波水位 4.6 m[※]、周防灘断層群主部を震源とするMw 7.2 の地震発生に伴い最高津波水位 3.2 m[※]に到達すると想定されている。

（2）プレート境界周辺で起こる津波

プレート境界周辺で起こる津波については、太平洋沖の南海トラフによる巨大地震が想定されている。福岡県が設定した「福岡県津波浸水想定（平成 28 年）」では、市内においてMw 9.1 の地震発生に伴い、最高津波水位 3.5 m[※]に到達すると想定されている。

※ 海岸線から 30 m 沖側の位置における津波の水位を標高（東京湾平均海面を基準とした高さ）で表したもの

用語説明

M（マグニチュード）

地震そのものの大きさ（規模）

Mw（モーメントマグニチュード）

岩盤のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード



<小倉東断層位置>



<福知山断層帯位置>

黒 線：地表で認められる活断層

灰色太線：重力異常・地質構造から位置が推定された活断層（伏在断層）

※地震調査研究推進本部「九州地域の活断層の長期評価(平成 25 年 2 月)」より抜粋

3 北九州市強靱化の基本的考え方

3.1 北九州市強靱化の基本目標

国が基本計画に掲げる「基本目標」を踏まえ、以下のとおり設定した。

基本目標

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

3.2 北九州市強靱化を推進する際に配慮すべき事項

国の基本計画、福岡県の地域計画との調和・整合を図る観点から、国、県の基本的な方針に準ずることとする。その上で、基礎自治体としての役割を果たすとともに、行政・市民・企業などが自然災害への危機感を共有し、各々の「主体性」と「連携」を念頭に防災に取り組むことで、「国土強靱化」とともに、住民主体の防災である「市民強靱化」を目指すこととし、特に以下の点に留意して北九州市強靱化を推進する。

【北九州市強靱化に向けた取組姿勢】

- (1) 強靱化を損なう原因へのあらゆる面からの検証を踏まえた長期的な視点に基づく計画的な取組みの実施、及び PDCA サイクルによる適切な進捗管理を図る
- (2) 災害への「防護力」、「抵抗力」、「回復力」、「適応力」を強化し、社会・経済システムとしての「基礎体力（潜在力）」向上を図る
- (3) 被災による影響が大きい、あるいは復旧に時間を要する、インフラ施設や電源設備、住民への情報伝達手段などの代替性・冗長性を確保する

【施策の効果的な組合せ】

- (4) 自助、共助、公助の主体的な取り組みを推進するとともに、それらを適切に組合せた連携と、それぞれの特性を生かした役割分担により、一体的かつ効果的、効率的な取組みを推進する
- (5) ハード対策とソフト対策の適切な組合せにより、効果的に施策を推進する
- (6) 国、県、他自治体はもとより、企業、団体等との連携の重要性を踏まえ、訓練等を通じて連携の強化を図り、災害時の相互応援体制の実行性を確保する

【効率的な施策の推進】

- (7) 公共施設やインフラ施設の老朽化対策や耐震化対策において、関連計画等に基づき効率的、効果的な対策の実施と適切な維持管理を進める

【地域特性に応じた施策の推進】

- (8) 地域コミュニティ機能の向上、地域における強靱化推進の担い手が活動できる環境を整備するとともに、防災教育と連携した次世代の防災人材の育成を図る
- (9) 乳幼児、妊産婦、高齢者、障害のある人、外国人などの要配慮者、男女共同参画や性的マイノリティの視点に配慮したきめ細かな対策を推進する
- (10) 自然災害による建築物等の被害を軽減・防止するため、都市計画マスタープランに沿った災害に強いまちづくりを推進する